令和８年 10 月 30 日

兵庫県建築防災センター

特定建築物等の定期報告の年末・年始窓口業務のご案内 並びに 窓口混雑回避のためのお願い

１　年末・年始の窓口業務について

年内のセンター窓口業務は１２月２５日(金)１６時３０分までです。

年始の窓口業務は１月６日(水)９時からです。

２　窓口混雑回避のためのお願い

(1) 今年度の定期報告書の報告期間は以下のとおりです。

報告期間：令和８年６月１日～同年１２月末日(※)

※ 報告期限間際は窓口が大変混みあいます。早めの報告をお奨めします。

(2) 報告には、センターに来所する必要のない、２４時間いつでもどこからでも報告できる「**オンライン報告**」をご利用ください。

(3) 様式違いが散見されます。令和８年度(2026 年度)の報告様式でご報告ください。

令和７年７月１日に施行された告示改正により報告様式が改正されています。

当センターでの報告書類確認時に報告書が旧様式(改正前の様式)で作成されていることがわかり、報告書を作り直さないと受付できない事例が発生しています。

報告書は**最新の様式**(※)で作成の上ご提出ください。

※　特定建築物の報告様式につきましては、建築物の所在地によって、

県特庁分(ｺｰﾄﾞ番号 上３桁 001～012 ではじまる特定建築物)と

県以外の特庁分(ｺｰﾄﾞ番号 上３桁 200～930 ではじまる特定建築物)で

様式が異なります。くれぐれもご注意ください。

オンラインで報告すると最新の様式で報告書の提出ができます。

定期報告は、センターへの来所不要で、様式違いも発生しない、「オンライン報告」をご利用ください。